

2014年11月26日

第35回食品表示部会に向けての意見書

委員 立石幸一

製造所固有記号問題に関して、第32回食品表示部会において石川委員から提出された「意見書」に対して、文書にて回答をいただきたい旨で申入れたところ、消費者庁より「対応したい」と返答があった（議事録参照）中、第33回食品表示部会において、文書での回答も明確な補足説明もないままであったため、前回の第34回食品表示部会にて、消費者庁に対して文書にて回答をいただきたい旨を再度依頼しておりますが、未だ文書での回答をいただいております。

委員として抽象論ではなく、論点を明らかにして回答を求めているにも係らず、消費者庁として回答できないのであれば、何故、文書にて回答ができないかについて回答をお願いしたい。

【第34回食品表示部会提出「意見書」抜粋】

3. 製造所固有記号に関するルールの改善

10月3日第32回食品表示部会において石川委員から提出された「意見書」に対して、文書で回答してもらい旨第33回食品表示部会にて消費者庁に申入れを行いました。文書での回答はなく、以下の項目についてあらためて文書にて回答を願いたい。

(1) 食品表示一元化の目的との関係

元々例外的な制度規定を見直し、なくす方向が望ましいこと

(2) 危害拡大防止目的との関係

食衛法の表示義務に従い、製造所所在地および製造者の氏名を記載していれば、すみやかな危害拡大防止が可能であること

(3) 消費者の権利との関係

消費者が、固有記号が記載された商品を購入する際、商品選択時に製造所所在地がわからない状況は、消費者の知る権利の障害である。

(4) 表示可能面積の制約による固有記号の合理性の検討

見直し案では、固有記号を使用する場合、製造所所在地等の情報提供を求められたときに回答する者の連絡先、製造所所在地を表示したHP、当該製品を製造している全ての製造所所在地のいずれかの表示を要求しているのであり、このような表示が必要なことから、表示可能面積の制約が固有記号制度を正当化するもの

ではない。

(5) 固有記号管理コストの問題

固有記号を管理するためのコストを行政が負担する合理的根拠はあるのか

(6) 包材共用のメリットについて

共用包装材の上から印字する方法でカバーすることが可能

(7) 固有記号制度の濫用的実態

現在、固有記号制度は製造者を秘密にするために利用しているという濫用的実態がある。このような濫用は、消費者庁の見直し案によっても防止できないので、廃止されるべき。

(8) まとめ

結局、固有記号制度は、事業者の利便性を図るだけの制度になっており、しかも、濫用されています。これは、食品表示の目的、食品表示法の理念に全くそぐわないものであり、廃止されるべきです。

【第 32 回食品表示部会議事録より抜粋】

○阿久澤部会長 この問題についてはさまざまな意見がございまして、池原委員、立石委員などのように。

○立石委員 1つだけ。この石川委員の意見に対して、ぜひ次回、文書にて回答していただきたいと、それだけをお願いしたい。

○阿久澤部会長 審議し切れていないので別の場で議論、検討が必要だろうというような意見もありました。しかし、この場では策定方針に消費者の情報提供と実行可能性ということもあるわけですので、その辺も踏まえてやっていくことが必要だと思います。それにしても消費者庁からの説明が足りないよという意見も多々ありました。具体的なことを挙げての説明もいただきたいという内容の意見が多くございました。

ということで、先ほど立石委員からも、石川委員からの意見に対しての御回答もぜひという御意見がございましたが、その辺も踏まえて、この件については次回、追加で補足説明はしていただけるでしょうか。

○竹田食品表示企画課長 御指摘でございましたら、対応したいと思います。

○阿久澤部会長 よろしく願いいたします。

【第 34 回食品表示部会議事録より抜粋】

○立石委員 何度も申し上げますけれども、32 回のときに石川委員の質問書に対しての回答を文書でもらっていないのです。「御指摘でございましたら、対応したいと思います」と竹田課長がきちんと言っているわけです。議事録の 35 ページに載っています。このことを履行されていない中で、固有記号問題を今のままでなし崩しに決めてしまうということは、私はこれは絶対に容認できるものではありません。

○竹田食品表示企画課長 ただいまの点でございますけれども、会議の冒頭に大貫参事官からもございましたけれども、基本的には委員の皆様が御提出される資料というのは、委員会の審議を充実させるものだと思っております。我々としては、諮問ということで案を既に御提示させていただいておりますので、各委員の意見の表明に対して、逐一、私が物を申し上げるとするのは筋が違っているだろうと。

今、御指摘があったことですが、そういうことで前々回の会議のときには、私から特に何も申し上げなかったのですが、それに対して部会長から、「次回、追加で補足説明はしていただけるでしょうか」というお尋ねがございまして、「御指摘でございましたら、対応したいと思います」とお答えしました。それで、前回の会議の場では、ノンペーパーでしたけれども、私としてやりとりがあったと記憶しております。

○阿久澤部会長 はい。

○立石委員 だって、「立石委員からも、石川委員からの意見に対しての御回答もぜひという御意見がございましたが」ということで、その部分で抜け落ちていきますね。ということは、石川委員からの意見、私からの意見というのは、私からは文書でということを上げているわけだから、それについては「御指摘でございましたら、対応したいと思います」。こういうことは、後ろの部分だけ読めば何とかそういうふうに見えるけれども、文脈で読んだときに、明らかにそのことは対応していないということが明確じゃないですか。

○竹田食品表示企画課長 それは、委員が紙で出てくると思い込んだだけでございまして、私は紙で出すという御回答はしていないと思います。

○阿久澤部会長 ほか、御意見はないですか。

以 上